



# 認 定 証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関をJCSSの校正事業者として認定する。

認定識別：JCSS0039 Calibration

適合性評価機関の名称：日本電気計器検定所

法人の名称：日本電気計器検定所

適合性評価機関の所在地：東京都港区芝浦四丁目15番7号

認定範囲：時間・周波数及び回転速度

(詳細は別紙のとおり)

認定要求事項：ISO/IEC 17025:2017

認定スキーム文書(JCSS認定)(第2版)

6項に定める認定要求事項

認定発効日：2019年 3月22日

認定の有効期限：2023年 3月21日

(初回認定発効日：1994年 8月 1日)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 山本 健



IAJapan (独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター) は、ILAC(国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認取決め) に署名している認定機関です。

相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準 (該当する国際規格) 適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項 (方針) を指します。

この事業者は ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです (2017年4月 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケーション参照)。





登録に係る区分：時間・周波数及び回転速度

法律に基づく初回登録（認定）年月日：平成 16 年 12 月 24 日

国際 MRA 対応初回認定年月日：平成 16 年 12 月 24 日

校正手法の区分の呼称[登録又は登録更新年月日]：時間・周波数測定器等[平成 31 年 3 月 22 日]

恒久的施設で行う校正／現地校正の別：恒久的施設で行う校正

校正手法の区分の呼称	種類	校正範囲	校正測定能力 (信頼の水準 約 95 %)	
時間・周波数 測定器等	周波数発生器	1 Hz 以上 100 MHz 以下	$3.0 \times 10^{-10}$ (相対拡張不確かさ)	
	周波数測定器	1 Hz 以上 100 MHz 以下	$3.0 \times 10^{-10}$ (相対拡張不確かさ)	
	時間間隔発生器 *1	0.1 s 以上 1 s 未満		0.003 0 s
		1 s 以上 10 s 未満		0.004 s
		10 s 以上 60 s 以下		0.01 s
	時間間隔測定器	周波数測定 による校正 (歩度) *2	99.99 s 以下	0.006 s
		時間間隔測定に よる校正	0.1 s 以上 10 s 未満	0.000 3 s
			10 s 以上 60 s 以下	0.003 s
	60 s 超 3600 s 以下		0.09 s	
	回転速度測定器	1 rpm 以上 50000 rpm 以下		0.060 rpm
50000 rpm 超 100000 rpm 以下		0.065 rpm		

\*1：耐電圧試験器に限る。

\*2：水晶発振子の周波数が 32.768 kHz のものに限る。

注) 周波数発生器、周波数測定器の校正測定能力は、被校正器物に係る不確かさ要因を含んでいません。

時間間隔発生器、時間間隔測定器、回転速度測定器の校正測定能力は、被校正器物に係る不確かさ要因を含みます。







校正手法の区分の呼称[登録年月日]：時間・周波数測定器等[平成 31 年 3 月 22 日]  
恒久的施設で行う校正／現地校正の別：現地校正

校正手法の区分の呼称	種類	校正範囲	校正測定能力 (信頼の水準 約 95 %)	
時間・周波数 測定器等	周波数発生器	1 Hz 以上 10 MHz 以下	$1.0 \times 10^{-6}$ (相対拡張不確かさ)	
	周波数測定器	1 Hz 以上 10 MHz 以下	$1.0 \times 10^{-6}$ (相対拡張不確かさ)	
	時間間隔発生器 *1	0.1 s 以上 1 s 未満		0.003 0 s
		1 s 以上 10 s 未満		0.004 s
		10 s 以上 60 s 以下		0.01 s
	時間間隔測定器	時間間隔測定 による校正	0.1 s 以上 10 s 未満	0.000 3 s
			10 s 以上 60 s 以下	0.003 s
			60 s 超 3600 s 以下	0.09 s
回転速度測定器	1 rpm 以上 50000 rpm 以下		0.060 rpm	
	50000 rpm 超 100000 rpm 以下		0.065 rpm	

\*1：耐電圧試験器に限る。

注) 校正測定能力は、被校正器物に係る不確かさ要因を含みます。